

# 令和8年度村上市地域おこし協力隊募集要項 (村上木彫堆朱産業振興担当)

## 1. 村上市の概要

新潟県の北部に位置し、山形県境に接する村上市。平成20年4月に1市2町2村が合併し誕生した当市は、県内で最も広い1174.17平方メートルを有し、南北約50kmにも及ぶ海岸線は、国の名勝天然記念物「笛川流れ」に代表される美しい自然景観と新鮮な魚介類が水揚げされる漁港などを有しています。

また、東側の県境は飯豊・朝日連峰の山々が連なり、そこを水源とする平成の名水百選に選定されている荒川、鮭の遡上する母なる川の三面川など河川から肥沃な土地が広がり、稻作による農業生産が盛んな地域です。

## 2. 募集の趣旨

村上市は新潟県の北部に位置する城下町として栄え、古くから良質の天然漆を多く産出していたことから、江戸時代に「村上木彫堆朱（むらかみきぼりついしゅ）」の技法が確立しました。木地に花や鳥などの模様を彫刻し、天然の漆を塗り重ね、上塗り後に艶消しという工程を行い、表現を豊かにするために毛彫りを施します。艶消し仕上げを行うことで、使い込むほどに色艶が増して、味わい深い漆器となります。村上木彫堆朱は芸術的に特色ある工芸品として注目され、昭和30年2月に「新潟県無形文化財」に指定され、昭和51年2月に経済産業大臣（当時 通商産業大臣）から、村上木彫堆朱として国の「伝統的工芸品」の指定を受けました。

しかしながら、近年、生活様式の変化により需要が大きく減少していることや職業選択の多様性等の理由により後継者が不足しているなど、受け継がれてきた技術・技法の伝承が危ぶまれ産業として厳しい状況におかれています。

そこで当市では、この貴重な文化資源を未来につなげていくため、今回新たに地域おこし協力隊として村上木彫堆朱を次世代につなぐ担い手として、村上木彫堆朱の振興に強い意欲をもって地域とともに歩んでくださる方を募集します。

## 3. 募集内容

### (1) 募集人数

村上木彫堆朱産業振興担当：2名

### (2) 主な業務内容

主に以下のような活動を予定しています（個人のスキル・経験に応じ調整可）

#### 【必須業務】

- ① 村上木彫堆朱に関する基礎知識（歴史文化、基礎技術等）の習得
- ② 流通・販売知識の習得
- ③ 村上木彫堆朱の利用促進に向けた取組（イベント企画・運営、情報発信等）
- ④ 村上木彫堆朱に関する自身の活動の情報発信（SNS等による）

## 【個人のスキル・経験に応じて行う業務】

### (技術の承継)

- ① 村上木彫堆朱に関する製作工程全般における技術の習得
- ② 村上木彫堆朱のブランド価値の向上に向けた商品研究（デザイン開発など）
- ③ その他、自らのアイディアや個性を生かした堆朱産業振興に向けた活動

### (認知度の向上)

- ① 村上木彫堆朱に関する取材や既存資料の研究によるPRコンテンツ作成（村上木彫堆朱に関する歴史文化のコンテンツ化など）
- ② 村上木彫堆朱に関する販売促進のための情報発信（SNS運用（Instagram、YouTube等）、イベント出展補助等）
- ③ その他、自らのアイディアや個性を生かした堆朱産業振興に向けた活動

### （3）勤務場所

村上堆朱事業協同組合（新潟県村上市松原町3丁目1番17号）

## 4. 応募条件

次の要件を満たす方

- ア 地域活性化に積極的に取り組み、隊員期間満了後においても本市に定住する意欲のある方
  - イ 心身ともに健康で誠実に職務を行うことができる方
  - ウ 応募時点において条件不利地域（※）以外に住民票があり、隊員として採用後、村上市に住民票を異動し、生活拠点を移すことができる方（着任前に当市に住民票を異動しない方）
- ※ 条件不利地域とは、次の①～⑦のいずれかに該当する地域とする。
- ①過疎地域自立促進特別措置法、②山村振興法、③離島振興法、④半島振興法、⑤奄美群島振興開発特別措置法、⑥小笠原諸島振興開発特別措置法、⑦沖縄振興特別措置法に指定された地域
- エ 普通自動車免許証(AT限定も可)を有し、委嘱までに自家用車を準備できる方
  - オ パソコンの基本（Word、Excel、PowerPoint等）操作が可能で、活動記録やSNS記事などの各種書類作成や情報発信ができる方
  - カ 人とコミュニケーションをとることが好きで、積極的に関係者と関わりながら活動できる方
  - キ 村上木彫堆朱や伝統工芸に関心・敬意を持ち、前向きに活動できる方
  - ク 地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない方

## 5. 雇用形態・勤務条件・待遇

- (1) 雇用形態
- ・村上市の会計年度任用職員（非常勤特別職）
  - ・雇用期間は年度単位での契約とし、最長で3年まで延長することができる。ただし、任用・更新の正式決定は、市の各年度の予算成立後となる。
  - ・会計年度任用職員は、地方公務員法上の服務に関する規定が適用され、かつ懲戒処分の対象となる
- (2) 報酬等
- 年額（12か月勤務した場合）：約330万円（期末・勤勉手当を含む）
- ※年度途中で着任した場合は勤務月数分の報酬になります
- (3) 勤務日等
- 原則、週35時間、1日7時間（休憩1時間含む）、週5日勤務
- 勤務時間は9時～17時 ※ただし、活動内容により勤務時間が変動する場合あり
- (4) 休暇
- 休暇は土日祝祭日、年末年始とし同日に勤務があった場合は振替休日
- 年次休暇及び特別休暇を取得可
- (5) 住居
- 住居は村上市内の住居に入居していただき、住居費用の一部を助成（水道光熱費等については個人負担）
- (6) 福利厚生
- 厚生年金保険、健康保険、雇用保険に加入。報酬から厚生年金保険、健康保険、雇用保険の本人負担分が差し引かれます。
- (7) 経費支援
- 活動経費支給（交通費、消耗品、広報物作成費等）
- 勤務中に使用するパソコンは当市から貸与
- 活動中の車両は自家用車をご用意ください。活動に使用する際は距離に応じて市の基準により費用弁償を支給します。
- (8) 任用期間
- 採用日から1年間（最長3年まで延長可）
- (9) 移住支援
- 市等で実施している施策について、下記HPをご確認ください。
- <https://www.city.murakami.lg.jp/site/ijuu-teijuu/ijuu-taijuushien.html>

## 6. 応募方法

### (1) 応募期限

令和8年1月16日（金）必着

※期限までに応募がない場合又は第2次選考通過者がいない場合は、募集期間を延長し随時受付します。

### (2) 応募書類

次の書類を持参または郵送により提出してください

#### ① 応募用紙（別紙1）

※当市のホームページからダウンロードできます。

#### ② 住民票抄本の写し（提出日を基準として3か月以内に発行されたもの）

#### ③ 普通自動車免許証の写し

※ご提出いただいた書類は返却いたしません。

※応募に関して質問がある場合、『応募に関する質問票（別紙2）』により、下記問い合わせ先にメールで提出してください。

## **7. 選考方法**

### **（1）第1次選考：書類選考**

提出された応募書類により選考を行い、応募者には結果を文書で通知します。

### **（2）第2次選考：面接選考**

・原則として現地で面接による選考を実施します。第2次選考に参加するための現地までの交通費等は、応募者の個人負担となります。

・日時・会場等は応募者に別途通知します。

・第2次選考結果（採用内定通知）は文書とメールで通知しますが、正式な雇用契約は令和8年度予算確定後になります。

## **8. 着任予定日**

令和8年4月1日（水）【応相談】

※募集期間を延長した場合は、第2次選考以降に着任日を調整します。

## **9. 応募・問い合わせ先**

〒958-8501 新潟県村上市三之町1番1号

村上市 地域経済振興課 経済振興室

電話：0254-75-8942（直通）

メール：keizai-ss@city.murakami.lg.jp